

- 1 個人の主体的な選択を尊重し、「**マスク着用は個人の判断**」を基本とする
⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する
 - ・ 子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮する
 - ・ 感染が大きく拡大している場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかける(この場合も、子どものマスク着用については、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する)
- 2 政府が示す**感染防止対策としてマスク(不織布マスク推奨)の着用が効果的な場面にも留意**する
- 3 マスク着用が個人の判断に委ねられるようになった後も、換気の励行、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、こまめな手洗い、消毒などの**基本的な感染防止対策を引き続き徹底**する

【政府が示すマスク着用が効果的な場面】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、**以下の場面では、マスクの着用を推奨**
 - ・ 医療機関への受診時 ・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時などの混雑した電車やバスへの乗車時(当面の取扱い)
 - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸し切りバス等)を除く
- ✓ 感染の流行期に**重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**は、感染から身を守るための対策としてマスク着用が効果的

【学校における対応(令和5年4月1日以降)】

- ✓ **学校教育活動の実施にあたって、マスクの着用を求めない**ことを基本とする
 - ⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる
 - ・ 地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況に応じて、学校・教員が児童生徒に対してマスク着用を促す場合も、児童生徒や保護者の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにする
- ✓ 4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの取扱いについては、県教育委員会から各県立学校等へ別途通知済み
 - ※ 通知内容は「県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて」のとおり市町村教育委員会に対しても上記の内容を通知済み

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」④

【保育所・認定こども園等における対応】

- ✓ **2歳児以上についても、マスク着用は求めない**
 - ⇒ 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保に必要な対策を講じる

【医療機関や高齢者施設等における対応】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高いものが多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨**する

【事業者における対応】

- ✓ 各業界団体が見直しを行う**「業種別ガイドライン」に基づき、マスク着用の考え方や基本的な感染防止対策の徹底等について、現場や利用者に周知**する
- ✓ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて

1 基本的な方針

(児童生徒及び教職員の対応)

- 卒業式については、教育的意義を考慮し、式典全体(入退場、式辞・祝辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等)を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ただし、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じる。

(保護者及び来賓の対応)

- マスクの着用を求め、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。

2 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨等、必要な感染症対策を講じる。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情によってマスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によって着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないよう十分留意するとともに、児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように適切に指導する。

以上